

宇土市ふるさと納税返礼品提供に関する誓約書兼同意書

令和 年 月 日

宇土市長 様

所 在 地：

事業者名：

代表者（職名）

（氏名）

④

宇土市ふるさと納税の返礼品提供事業者（以下、事業者とする。）として下記の事項を遵守することを誓約します。

また、下記の事項に違反した場合は、返礼品の取扱を解除、停止されても異存ありません。

記

- （１）返礼品登録の内容に変更が生じる場合は、速やかに市の委託事業者（以下、委託事業者とする。）へ報告を行い、指示に従うこと。
- （２）返礼品登録の際に決定した提供数量については、確実に提供するとともに、適正に在庫管理を行うこと。
- （３）天災その他やむを得ない理由により、寄附を受けた返礼品を供給することができない場合は、自らの責任において、代替品を提案し、委託事業者及び市と協議の上対応すること。
- （４）発送した返礼品に関するクレーム等が生じた場合は、自らの責任において原因の究明を行うとともに、それが自らの責めによる場合は、自らの負担により、クレーム等のあった返礼品の引戻し及び返礼品の再送を行うこと。
- （５）発送した返礼品に関するクレーム等への対応において、事業者から直接寄附者へ説明を行う必要があると委託事業者及び市が判断した場合は、自ら寄附者へ説明を行うこと。
- （６）自ら生産したものではない場合は、本市のふるさと納税の返礼品として提供すること等について生産者の同意を得ていること。
- （７）発送スケジュールにやむを得ない理由で変更が生じる場合は、変更が生じると判明した段階で委託事業者へ報告を行い協議すること。
- （８）返礼品や作業現場の調査・確認を行う必要がある場合、委託事業者及び市の調査に協力すること。また、合理的な理由なくこれを拒んではならない。

- (9) 食品を提供する際には、産地名等を適正に表示すること。
- (10) 平成 31 年総務省告示第 179 号における第 5 条第 1 項各号に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保管を行い、各種法令を遵守すること。
- (11) 産地偽装など重大な違反があった場合は、自らの責任において返金、代替品の提供等、以下の例を含め、委託事業者や市の調査等に協力し、委託事業者及び市と協議の上、全ての責任を負い対応すること。
- ・ 市から対象返礼品の品代・送料が振り込まれていた場合は返金を行う。
 - ・ 対象返礼品が発送済みの場合、回収と代替品の提供を行うこと。
- (12) 提供する画像等については関係者の許可を取ったデータを提供し、著作権を行使しないこと。また、サイト掲載に際し、委託事業者が無料で作成・撮影する画像・写真の一式に関して、過度な要求を行わないこと。行った場合、有料での対応となることを承諾すること。なお、提供する画像・写真は、本市がふるさと納税の広報をする際に掲載する場合がある。
- (13) 事業者都合により送り状の有効期限が切れ、再発行となった場合は費用を負担すること。

セルフチェックシート

次の内容について、事実と相違ないことを確認してください。

- ☐ 地場産品基準を守っている。また、各種法令を遵守している。
- ☐ お礼の品としてふさわしい内容である。
- ☐ 適宜、掲載ページの確認を行い、在庫切れや内容変更、スケジュール変更などがある場合は委託事業者にも速やかに連絡する。
- ☐ 過受注を行わない。万が一提供できない場合は、代替品を提案する。
- ☐ クレームの原因が自らによる場合は、自己負担により再発送する。また、事業者都合により送り状の有効期限が切れ、再発行となった場合は費用を負担する。
- ☐ 生産者の同意を得ている。
- ☐ 産地偽装などの重大な違反を行わない。
- ☐ 提供する写真に対して著作権を行使しない（写真の加工、切り抜き等を行っても構わない）。
- ☐ 事業者以外の第三者に著作権等の権利がある場合には、権利者の許諾を得ている。
- ☐ 委託事業者に対し、過度な要求を行わない。

宇土市ふるさと納税返礼品提供業務内容

1 業務概要

宇土市のブランド、品質基準を確立し、宇土市ファンを全国に広げ、選ばれる自治体となるため、返礼品を通じての魅力を全国へ発信し、本市の認知度向上及び産品の振興等を推進するために、寄附者に対して返礼品を送付する。また、寄附者に対し、感謝の意を表す物品や役務（サービス）（以下、「返礼品」という。）を贈る。ふるさと納税を契機として本市の魅力に触れることにより、将来にわたって応援していただくとともに、本市を訪れる契機を創出し、交流人口の増加による波及効果によって観光及び地域経済等の振興につなげることを目的とする。

2 業務内容

（１）返礼品の提供

地場産品基準及び食品表示法その他ふるさと納税関係法令を遵守した返礼品の品質管理及び安定的な供給

（２）返礼品の配送

ア 速やかな返礼品の配送

イ 伝票の有効期間内に返礼品の配送を完了しない場合、委託事業者への速やかな報告及び委託事業者からの指示への対応並びに伝票再発行の負担

ウ （寄附者の不在等により返礼品が配送業者保管となった場合）配送業者から事業者への迅速な連絡体制の構築及び事業者から市への迅速な報告体制の構築

エ （寄附者の不在等により返礼品の配送が完了しない場合）再配送のための手配

オ 返礼品の品質を保持できる輸送方法、輸送手段による配送

カ お礼の手紙や自社パンフレット等の同梱（寄附に対する感謝の言葉を必ず入れ、レビューをお願いする旨の言葉を添える）

キ 返礼品や自社紹介パンフレットの同梱など寄付者の満足度向上につながる取組み

（３）寄附者からの問合せ

ア 返礼品の取扱い方法などに関する説明（事業者からの説明が必要であると委託事業者及び市が認めたときに限る。）

イ 寄附者から返礼品に関するクレームがあった際の迅速かつ丁寧な対応（事業者からの回答が必要であると委託事業者及び市が認めたときに限る。）

3 再配送に係る費用負担

再配送に係る返礼品調達経費（再配送が必要となった返礼品を改めて調達することなく再送できる場合を除く。）及び送料に関する費用負担は、次に掲げる表のとおりとし、疑義が生じた場合は、委託事業者と事業者が協議の上、市が決定するものとする。

再配送の理由 費用負担

1	事業者起因する場合	事業者
2	市に起因する場合	市
3	事業者が指定した配送業者に起因する場合	事業者は配送業者
4	寄附者に起因する場合	寄附者又は市
5	委託事業者起因する場合	委託事業者
6	1～5以外の理由による場合	事業者・委託事業者・市の協議により決定

事業者の条件・留意事項

- (1) 各種法令規則等を遵守し、生産・製造・販売・サービスの提供等を行うこと。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点又はサービスの提供場所のいずれかが本市内にあるか、熊本県の共通返礼品を取り扱う事業者であること。
- (4) 市が指定するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
- (5) 返礼品の提供に関する問い合わせや配送を含む苦情、事故及びトラブル等に対して、責任・誠意をもって対応し、その内容を委託事業者へ報告すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (7) 返礼品を提供するため、上記（6）に該当することを知りながら相手方と下請契約等を締結していないこと。

- (8) 物品の送付作業及びサービスの利用券等の発行・送付作業を含め、本市が指定する内容で、寄附者への返礼品提供に係る一連の作業が行えること。

- (9) 品質及び数量について、安定的に返礼品を供給できること。ただし、数量や期間を

限定して提供するものについては、その範囲内の供給で良いものとする。

(10) 返礼品提供事業者は業務を履行するにあたり、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」のほか、関係法令を遵守すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品発送以外の目的で使用できない。

(11) 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。

返礼品の条件・留意事項

(1) 地場産品基準のいずれか 1 つ以上（ただし、第 5 号を除く。）を満たすものであること。なお、新たな返礼品の申請時において、改正後の地場産品基準（以下、「新基準」という。）が公布されているときは、新基準の適用日以前であっても、新基準を満たすものであること。又、新基準の適用日までに本市が返礼品としてポータルサイトに掲載している返礼品については、適用日までの間は、改正前の地場産品基準を満たすものであること。

※地場産品基準の該当・非該当については、最新の法令（解釈を含む。）や、製造等の状況により判断される。過去に掲載されていたことは判断要素にはならない。

(2) 公序良俗に反しないものであること。

(3) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。

(4) 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。

(5) 業として生産しているもの又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成したものでないこと。また、当該物品又はサービス以外に別途追加で購入等することが前提となっている物品又はサービスでないこと。

(6) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の返礼品として提供すること等について生産者・製造者の同意を得ていること。

(7) キャラクター等を使用する場合は、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

(8) 食料品・飲料品の場合は、返礼品が寄附者に到着した後一定期間（概ね 1 週間以上）の賞味期間が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、発送希望日等を事前に寄附者へ確認・調整等を行うなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、運搬にあたっては食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。

(9) 返礼品の配送で寄附者との調整が必要な場合は、その体制が整っていること。

(10) 返礼品の使用にあたって設置等の手続が必要な場合は、返礼品提供事業者がその完了まで手配できること。

- (11) 物品との引換えに使えるチケット等の場合は、引換え可能な物品が返礼品としての条件を満たすものであること。
- (12) 役務（サービス）の提供の場合は、市内で提供されるものであること。また、旅行業の登録が必要な内容の場合は、その登録を行っていること。
- (13) 役務（サービス）の提供の場合は、指定のサービス内容以外及び本市外では利用不可となる措置を講じること。
- (14) 役務（サービス）の提供の場合は、寄附者等の利用方法が確立されていること。
- (15) 配送事業者や自社配送による発送又は電子による受取が可能なものであり、かつ、発注後速やかに発送又は送信できるものであること。また、自社配送の場合は、市が採用する送料より安価であること。高額である場合は、寄付額を別途上乗せし設定する。
- (16) 本市が求める場合に返礼品のサンプルを提供できること。なお、役務（サービス）の場合は、現場での確認ができること。原則として無償提供すること。
- (17) 返礼品は常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、関係諸法令を遵守していること。
- (18) その他、本事業の目的にふさわしい内容であること。

地場産品基準

平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に掲げる地場産品基準	
1 号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2 号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3 号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
3 号イ (熟成肉)	地場産品基準第 3 号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
3 号イ (精米)	地場産品基準第 3 号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
3 号ロ (企画立案)	当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
4 号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

5号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7号の2 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の3イ 五万以下 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7号の3ロ 該当地域 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
7号の4 （電気）	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8号ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
8号ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：〇〇pay 商品券、△△Pay）
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附随させるものについては本類型ではなく6号として整理すること。